

株式の併合に関する事前開示書面

(会社法第 182 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 9 に定める書面)

2021 年 1 月 13 日

株式会社 C A I C A

2021年1月13日

株式の併合に関する事前開示事項

株式会社CAICA
代表取締役社長 鈴木 伸

当社は、2020年12月23日付開催の取締役会において、2021年1月28日に開催予定の当社第32期定時株主総会における承認を条件として、株式の併合を行うことを決議いたしました。

本株式併合に関する会社法第182条の2第1項及び会社法施行規則第33条の9に定める事前開示事項は、以下のとおりとなります。

記

1. 株式の併合の概要（会社法第182条の2第1項、会社法第180条第2項各号）

(1) 併合の割合（会社法第180条第2項第1号）

当社株式10株を1株に併合いたします。

(2) 株式併合の効力発生日（会社法第180条第2項第2号）

2021年5月1日

(3) 効力発生日における発行可能株式総数（会社法第180条第2項第4号）

250,000,000株

2. 併合の割合の定め等の相当性に関する事項（会社法施行規則第33条の9第1号）

(1) 併合の割合の相当性

当社の株価は、1円当たりの株価変動率が相対的に大きく、投機的对象として株価の乱高下が生じやすい状況であるため、一般投資家の皆様への影響が大きくなっております。また、東京証券取引所では望ましい投資単位として5万円以上50万円未満という水準を明示しており、当社株式の投資単位は現時点で5万円を下回るものの、望ましい水準により近づけるため、10株を1株に株式併合することにより、当社は当社株式の投資単位を当社の規模に見合った適切な水準に調整することを目的としたものであります。

本株式併合の割合は、かかる理由により決定したものであり、もとより相当なものであると考えております。

(2) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項

株式の併合後、端数株式の買取り手続きを行う予定ですが、かかる買取り手続きにおいては、買取り日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として、買取り価格を設定することとし、当社の株主に不利益を被ることのないよう留意しております。

(3) 端数株式の処理の方法に関する事項等

株式の併合の結果生じる端数株式については、会社法第 235 条第 2 項及び会社法第 234 条第 4 項の規定に基づき、その端数の合計数に相当する株式を当社が買い取ることを予定しております。

この買取り価格については、株主の皆様が保有されている当社株式の数（端数）に、買取り日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を乗じた金額となる予定であります。

3. 当社に関する事項（会社法施行規則第 33 条の 9 第 2 号）

最終事業年度末日後に重要な財産の処分、重大な債務負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の有無

該当事項はありません。

以 上